

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について  
藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を次のように改正する。

2009年（平成21年）3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成21年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、組織の改編に伴う所管課名の変更、南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館の指揮監督が総合市民図書館長に変更されるため、改正する必要がある。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成21年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 鈴木 紳一郎

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則  
藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則（昭和63年藤沢市教育委員会  
規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「学校教育課」を「教育指導課」に改め、第5条第1項中「及び  
市民ギャラリー」を「、市民ギャラリー並びに南市民図書館、辻堂市民図書館及び  
湘南大庭市民図書館」に改める。

別表第2の表「総合市民図書館長」の項を削る。

別表第2の表中「学校教育課長」を「教育指導課長」に、「保健給食課長」を  
「教育総務課長」に改める。

別表第2の表「図書館長」の項を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>○藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 63 年 3 月 31 日 教委規則第 7 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 221 号)第 6 条の規定に基づく事務局の職員の職の設置等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の区分)</p> <p>第 2 条 職員は、事務職員、技術職員及び技能労務職員とする。</p> <p>(職種名)</p> <p>第 3 条 事務局の職員のうち、特にその職務の内容を明確に表示する必要があるものには次に掲げる職種名を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">職種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員に属する者</td> <td>事務員，社会教育主事，司書，学芸員</td> </tr> <tr> <td>技術職員に属する者</td> <td>技術員，養護師，栄養士</td> </tr> <tr> <td>技能労務職員に属する者</td> <td>学校用務員，公民館用務員，学校給食調理員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務局における職)</p> <p>第 4 条 事務局(藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項に規定する機関をいう。)の部に部長を，図書館に館長を，課に課長を，<b>教育指導課</b>に指導主事を置く。</p>	区分	職種名	事務職員に属する者	事務員，社会教育主事，司書，学芸員	技術職員に属する者	技術員，養護師，栄養士	技能労務職員に属する者	学校用務員，公民館用務員，学校給食調理員	<p>○藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 63 年 3 月 31 日 教委規則第 7 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 221 号)第 6 条の規定に基づく事務局の職員の職の設置等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の区分)</p> <p>第 2 条 職員は、事務職員、技術職員及び技能労務職員とする。</p> <p>(職種名)</p> <p>第 3 条 事務局の職員のうち、特にその職務の内容を明確に表示する必要があるものには次に掲げる職種名を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">職種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員に属する者</td> <td>事務員，社会教育主事，司書，学芸員</td> </tr> <tr> <td>技術職員に属する者</td> <td>技術員，養護師，栄養士</td> </tr> <tr> <td>技能労務職員に属する者</td> <td>学校用務員，公民館用務員，学校給食調理員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務局における職)</p> <p>第 4 条 事務局(藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項に規定する機関をいう。)の部に部長を，図書館に館長を，課に課長を，<u>学校教育課</u>に指導主事を置く。</p>	区分	職種名	事務職員に属する者	事務員，社会教育主事，司書，学芸員	技術職員に属する者	技術員，養護師，栄養士	技能労務職員に属する者	学校用務員，公民館用務員，学校給食調理員
区分	職種名																
事務職員に属する者	事務員，社会教育主事，司書，学芸員																
技術職員に属する者	技術員，養護師，栄養士																
技能労務職員に属する者	学校用務員，公民館用務員，学校給食調理員																
区分	職種名																
事務職員に属する者	事務員，社会教育主事，司書，学芸員																
技術職員に属する者	技術員，養護師，栄養士																
技能労務職員に属する者	学校用務員，公民館用務員，学校給食調理員																

2 必要により、部及び担当に担当部長及び参事を、課及び図書館に主幹、課長補佐、主幹補佐、指導主事、上級主査、主査、上級班長、主任及び班長を置くことができる。

3 別表第1の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は、それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。

(教育機関における職)

第5条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条及び第6条に規定する機関をいう。)にその名称(学習文化センター、市民ギャラリー並びに南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館を除く。)を冠した長を置く。

2 必要により、教育機関に主幹、主幹補佐、館長補佐、センター長、所長、指導主事、センター長補佐、上級主査、主査、上級研究主事、研究主事、上級班長、主任及び班長を置くことができる。

3 別表第2の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は、それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。

(職の任命)

第6条 第4条第1項及び第2項並びに前条第1項及び第2項の規定により設けられた職は、第2条に規定する職員のうちから任命する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(藤沢市教育委員会職員職名規則の廃止)

2 藤沢市教育委員会職員職名規則(昭和32年藤沢市教育委員会規則第5号)

2 必要により、部及び担当に担当部長及び参事を、課及び図書館に主幹、課長補佐、主幹補佐、指導主事、上級主査、主査、上級班長、主任及び班長を置くことができる。

3 別表第1の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は、それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。

(教育機関における職)

第5条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条及び第6条に規定する機関をいう。)にその名称(学習文化センター及び市民ギャラリーを除く。)を冠した長を置く。

2 必要により、教育機関に主幹、主幹補佐、館長補佐、センター長、所長、指導主事、センター長補佐、上級主査、主査、上級研究主事、研究主事、上級班長、主任及び班長を置くことができる。

3 別表第2の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は、それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。

(職の任命)

第6条 第4条第1項及び第2項並びに前条第1項及び第2項の規定により設けられた職は、第2条に規定する職員のうちから任命する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(藤沢市教育委員会職員職名規則の廃止)

2 藤沢市教育委員会職員職名規則(昭和32年藤沢市教育委員会規則第5号)

は廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現に任用されている職員の職については、別段の任命行為のない限り、この規則によるそれぞれの職に任命されたものとみなす。

4 この規則の施行の際、現に旧藤沢市教育委員会事務局組織等規則による理事の職にある職員については、この規則の施行後も、なお当該職名を併用することができる。

附 則(平成元年教委規則第4号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第6号)

この規則は、平成2年1月1日から施行する。

附 則(平成3年教委規則第10号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年教委規則第1号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則(平成6年教委規則第8号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年教委規則第4号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

は廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現に任用されている職員の職については、別段の任命行為のない限り、この規則によるそれぞれの職に任命されたものとみなす。

4 この規則の施行の際、現に旧藤沢市教育委員会事務局組織等規則による理事の職にある職員については、この規則の施行後も、なお当該職名を併用することができる。

附 則(平成元年教委規則第4号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第6号)

この規則は、平成2年1月1日から施行する。

附 則(平成3年教委規則第10号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年教委規則第1号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則(平成6年教委規則第8号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年教委規則第4号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成 8 年教委規則第 6 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年教委規則第 6 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年教委規則第 13 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年教委規則第 5 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 4 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 1 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 29 日から施行する。

附 則(平成 13 年教委規則第 16 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年教委規則第 7 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年教委規則第 12 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年教委規則第 13 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年教委規則第 7 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 8 年教委規則第 6 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年教委規則第 6 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年教委規則第 13 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年教委規則第 5 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 4 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 1 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 29 日から施行する。

附 則(平成 13 年教委規則第 16 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年教委規則第 7 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年教委規則第 12 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年教委規則第 13 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年教委規則第 7 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年教委規則第 4 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職種名をもつて任命されている者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日にそれぞれ同表右欄に掲げる職種名をもつて任命された者とする。

職種名	職種名
社会教育主事(スポーツ担当)	社会教育主事
養護婦	養護師
給食調理員	学校給食調理員

3 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職に任命されている者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日にそれぞれ同表右欄に掲げる職に任命された者とする。

職	職
主査(上級)	上級主査
研究主事(上級)	上級研究主事
班長(上級)	上級班長
主任(上級)	主任

附 則(平成 20 年教委規則第 6 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 21 年教委規則第 号)**

附 則(平成 19 年教委規則第 4 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職種名をもつて任命されている者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日にそれぞれ同表右欄に掲げる職種名をもつて任命された者とする。

職種名	職種名
社会教育主事(スポーツ担当)	社会教育主事
養護婦	養護師
給食調理員	学校給食調理員

3 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職に任命されている者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日にそれぞれ同表右欄に掲げる職に任命された者とする。

職	職
主査(上級)	上級主査
研究主事(上級)	上級研究主事
班長(上級)	上級班長
主任(上級)	主任

附 則(平成 20 年教委規則第 6 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

指揮監督者の職	職	職の総称
教育長	部長	部長等
部長等	担当部長	担当部長
	参事, 総合市民図書館長	所長等
部長等, 担当部長又は所長等	課長, 主幹	課長等
所長等又は課長等	課長補佐, 主幹補佐, 指導主事	課長補佐等
課長補佐等又は課長補佐等より上位の職	上級主査, 主査, 上級班長	主査等
主査等又は主査等より上位の職	主任, 班長	主任等

備考

- 1 主査等又は主査等より上位の職にある職員は、中欄に掲げる職にある職員以外の職員を指揮監督する。
- 2 別表第1及び別表第2の表において、職の上下の順序は、右欄に掲げる職の総称の順序とする。

別表第2(第5条関係)

指揮監督者の職	職	職の総称
部長又は参事	教育文化センター長	課長等

別表第1(第4条関係)

指揮監督者の職	職	職の総称
教育長	部長	部長等
部長等	担当部長	担当部長
	参事, 総合市民図書館長	所長等
部長等, 担当部長又は所長等	課長, 主幹	課長等
所長等又は課長等	課長補佐, 主幹補佐, 指導主事	課長補佐等
課長補佐等又は課長補佐等より上位の職	上級主査, 主査, 上級班長	主査等
主査等又は主査等より上位の職	主任, 班長	主任等

備考

- 1 主査等又は主査等より上位の職にある職員は、中欄に掲げる職にある職員以外の職員を指揮監督する。
- 2 別表第1及び別表第2の表において、職の上下の順序は、右欄に掲げる職の総称の順序とする。

別表第2(第5条関係)

指揮監督者の職	職	職の総称
部長又は参事	教育文化センター長	課長等



	学校教育相談センター長 公民館長	
総合市民図書館長	南市民図書館長 辻堂市民図書館長 湘南大庭市民図書館長	
所長等	主幹	
<u>教育指導課長</u>	八ヶ岳野外体験教室長	課長補佐等
<u>教育指導課長</u> 又は 教育文化センター長	指導主事	
<u>教育総務課長</u>	西部学校給食合同調理場長	
公民館長又は主幹	公民館長補佐	
図書館長	図書館長補佐	
課長等	課長補佐, 主幹補佐	
課長補佐等又は課長補佐等より上位の職	上級主査, 主査, 上級研究主事, 研究主事, 上級班長	主査等
主査等又は主査等より上位の職	主任, 班長	主任等

	学校教育相談センター長 公民館長	
総合市民図書館長	南市民図書館長 辻堂市民図書館長 湘南大庭市民図書館長	
所長等	主幹	
<u>学校教育課長</u>	八ヶ岳野外体験教室長	課長補佐等
学校教育課長又は 教育文化センター長	指導主事	
<u>保健給食課長</u>	西部学校給食合同調理場長	
公民館長又は主幹	公民館長補佐	
図書館長	図書館長補佐	
課長等	課長補佐, 主幹補佐	
課長補佐等又は課長補佐等より上位の職	上級主査, 主査, 上級研究主事, 研究主事, 上級班長	主査等
主査等又は主査等より上位の職	主任, 班長	主任等